

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年8月14日

【四半期会計期間】 第46期第1四半期
(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

【会社名】 東邦グローバルアソシエイツ株式会社

【英訳名】 TOHO GLOBAL ASSOCIATES Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 黒田 高史

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門一丁目16番16号
虎ノ門1丁目MGビルディング

【電話番号】 03(5511)1700(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 山田 康治

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門一丁目16番16号
虎ノ門1丁目MGビルディング

【電話番号】 03(5511)1700(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 山田 康治

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所

(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第45期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第46期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第45期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
売上高 (千円)	221,889	107,755	877,957
経常損失 (千円)	645,904	362,835	1,839,382
四半期(当期)純損失 (千円)	734,542	702,911	2,126,609
純資産額 (千円)	1,419,412	585,818	328,457
総資産額 (千円)	2,020,569	1,271,806	819,692
1株当たり純資産額 (円)	19.98	3.18	3.13
1株当たり四半期(当期)純損失 (円)	11.85	6.16	31.68
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益 (円)			
自己資本比率 (%)	66.2	40.4	30.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	542,145	193,457	1,402,776
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	27,640	1,115	10,118
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,134,508	803,942	1,293,290
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	1,017,063	944,337	332,736
従業員数 (名)	49	43	43

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、四半期(当期)純損失が計上されているため、記載をしておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	43
---------	----

(注) 従業員数は、就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	20
---------	----

(注) 従業員数は、就業人員であります。

第 2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 受注実績

当第 1 四半期連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(千円)	前年同四半期比(%)
建設事業	64,389	55.8
不動産事業		
投資事業	88	85.3
人工島建設事業		
合計	64,478	56.1

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

当第 1 四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
建設事業	107,666	51.3
不動産事業		
投資事業	88	85.8
人工島建設事業		
合計	107,755	51.4

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 当社グループ(当社及び当社の関係会社)では生産実績を定義するのが困難であるため「生産の状況」を記載しておりません。

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項について、前事業年度の有価証券報告書の提出日以降に発生した「事業等のリスク」又は重要な変更があったものは以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 当社株式の監理銘柄指定について

平成21年2月26日に、平成21年3月期第3四半期にかかる金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく四半期レビュー報告書を受領し、同日当社株式は大阪証券取引所の規程に基づき、監理銘柄（審査中）へ指定されましたが、平成21年7月8日付で解除されました。

(2) 訴訟事件について

当社は、平成20年10月24日に東京地方裁判所民事第21部より債権差押及び転付命令が送達されました。これを受けて、当社は、当社を原告とした請求異議訴訟を提起するとともに、強制執行停止の申立を行い、本件訴訟において、当該金銭消費貸借契約は成立しておらず本件に係る公正証書には効力がないと主張してまいりました。しかし、平成21年7月1日に東京地方裁判所において一審の判決がなされ、当社の主張が棄却されました。当社といたしましては、今回の判決は到底承服しがたいものであり、平成21年7月13日に東京高等裁判所へ控訴状を提出、本判決の不当性を主張していく方針であり、本件訴訟の推移によっては当社業績に影響を及ぼす可能性もありますが、今後の状況を勘案し、負う可能性のある債務についての引当金を計上しており、当第1四半期連結会計期間において遅延損害金を含め64,369千円、平成21年6月末日時点で、165,803千円の引当てをしております。

又、当社は、平成20年12月16日に東京地方裁判所民事第37部より訴状及び口頭弁論期日呼出書及び答弁書催告状が送達され、当社を借主、原告を貸主（上記の金銭消費貸借契約と同一人）とする平成18年3月29日付金銭消費貸借契約及び平成19年1月31日付債務弁済確認契約に基づき、当社が元金63,000千円の債務を負っている金員支払請求に係る訴訟を提起されております。当社は本件請求には理由がないとの主張を立証しており現在係争中であり、訴訟の結果につきましては平成21年8月26日に東京地方裁判所における判決の言渡しがありますが、訴訟の結果を予測することは困難であります。尚、本件訴訟の推移によっては当社業績に影響を及ぼす可能性もありますが、今後の状況を勘案し、負う可能性のある債務についての引当金を計上しております。これにより当第1四半期連結会計期間において遅延損害金を含め117,607千円、平成21年6月末日時点で117,607千円の引当てをしております。

(3) 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な虚偽を生じさせるような事象 又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象

当社グループは、継続的に営業損失を計上しておりますが、前連結会計年度におきまして1,467,218千円の営業損失を計上し、2,126,609千円の純損失を計上いたしました。また、営業キャッシュ・フローはマイナス1,402,776円を計上いたしました。当第1四半期連結会計期間は、前連結会計年度から継続して着手している利益率の向上、営業力の強化等による売上利益の確保、人件費削減等の販売管理費の見直しなど徹底的なコスト削減をおこない、可能な限りの合理化を図ることで事業効率と収益性の改善をおこなってまいりました。しかし、当第1四半期連結会計期間においても185,135千円の営業損失を計上し、702,911千円の純損失を計上することとなりました。また、当第1四半期連結会計期間における営業キャッシュ・フローはマイナス193,457千円となっているため、業績回復の効果はまだ顕在するには至っておりません。

従いまして、資金調達面に関しては前連結会計年度に引続き、第9回から第18回までの新株予約権の行使による調達に依存してしまうことから、当社株価の下落や想定範囲外の災害、新株予約権行使の不履行などが発生した場合、事業を継続するために必要な資金調達が困難となる可能性があります。

事業リスクの面に関しては過去の事象を対象とした複数の訴訟案件を保有しており、結審の如何によっては多額の資金を流出する可能性が潜在しております。

また、当社株式につきましては、平成19年11月9日付けで「改善報告書」を提出し、その後6ヶ月間の改善状況を報告したところ、内容が不十分であることから2度目の「改善報告書」の提出要請を受け、平成20年6月9日付で同書を提出いたしております。従いまして、平成19年11月9日から5年以内に3度目の「改善報告書」の提出要請を受けた場合、株券上場廃止基準に該当し、当社株式は上場廃止になる可能性が潜在しております。

当該状況により、当社グループは当第1四半期連結会計期間末において現金及び預金を944百万円有しているものの、現時点において、営業活動による収益と新株予約権の行使による資金調達が安定的な収入源ではないこと、過去の事象に対して訴訟を提起されるリスクを有していること、株券上場廃止基準に該当する可能性が潜在することなどの複数の要因により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等を行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

1. 提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間の我が国経済は、昨年より続く世界的な金融・経済危機による景気停滞局面の中、企業収益が大幅に悪化し、その影響を受けて設備投資も大幅に減少しております。又、雇用情勢も厳しさを増す中で個人消費も弱まっております。建設業界におきましても、公共投資に底堅い動きがみられるものの、雇用・所得環境の悪化等により、依然厳しい状況が続いております。

このような状況下において、当社グループでは、経営陣を刷新し、国内事業の早期黒字化の具現に向けて不採算事業の縮小、人員配置の変更をおこないました。又事業所の集約を行う等の固定費の圧縮を進め、営業力の強化と財務内容の健全化及び業績の回復に着手しているところではありますが、具体的な実施効果がでるには至りませんでした。

その結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は107,755千円（前年同四半期比マイナス51.4%）、営業損失は185,135千円（前年同四半期比マイナス53.4%）、経常損失は362,835千円（前年同四半期比マイナス43.8%）、四半期純損失は702,911千円（前年同四半期比マイナス4.3%）となりました。

当第1四半期会計期間における各事業の成績を示すと、次のとおりであります。

建設事業

当第1四半期連結会計期間においては、従来、主要業務としておりました戸建て住宅の受注から、利益率が高く又比較的施行期間の短いリフォーム・メンテナンス事業へ傾重し、当社グループが建築した物件のリフォーム・メンテナンス工事を営業の中心にして、また新規顧客を獲得すべく住宅セミナー等を開催し、西日本を中心として受注量を増加させるべく営業を展開しております。また、給排水管工事におきましては、大規模工事の受注は減少しているものの、小工事や利益率の高い工事について受注が伸びております。

これらの状況の結果、当第1四半期連結会計期間においては戸建て住宅の受注を控えた影響がマイナスに反映されたため、当事業の売上高は、107,666千円（前年同四半期比マイナス51.3%）となりました。

投資事業

当第1四半期連結会計期間においては、当社グループの脆弱な財務体質が改善されなかったため、新規投資案件につきましては積極的な投資活動を控えておりました。

従いまして、当第1四半期連結会計期間においては、当事業の売上高は88千円（前年同四半期比マイナス85.8%）に留まりました。

不動産事業

当第1四半期連結会計期間においては、実体経済の依然として予断を許さない状況であること、また優良と判断しうる物件の対象が見当たらなかったことより、販売用不動産の購入及び販売は行いませんでした。

従いまして、当第1四半期連結会計期間においては、当事業の売上高がございません（前年第1四半期連結会計期間につきましても売上高ございません）。

人工島建設事業

当第1四半期連結会計期間においては、依然として脆弱な財務体質から脱却できていない現状を踏まえ当該事業を一時延期しております。従いまして、当第1四半期連結会計期間においては、当事業の

売上高がございません（前年第1四半期連結会計期間につきましても売上高ございません）。

(2) 財政状態の分析

流動資産は、前連結会計年度末に比べ、454,917千円の増加（前年度末比80.3%）となりました。この主な要因は、現金及び預金が611,601千円増加、営業貸付金が42,000千円減少、未収消費税等が40,581千円減少、未成工事支出金が25,063千円減少したことなどによるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べ、2,802千円の減少（前年度末比マイナス1.1%）となりました。この主な要因は、差入保証金が2,678千円返還されたことなどによるものであります。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べ、138,891千円の増加（前年度末比44.0%）となりました。この主な要因は、訴訟損失引当金が165,803千円増加、未払金が60,411千円増加、支払手形・工事未払金等が58,576千円減少したことなどによるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べ、55,862千円の増加（前年度末比31.7%）となりました。この主な要因は、完成工事補償引当金が46,400千円増加、訴訟損失引当金が16,173千円増加したことなどによるものであります。

(純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べ、257,360千円の増加（前年度末比78.4%）となりました。この主な要因は、新株予約権の行使されたことにより資本金が483,892千円増加、資本剰余金が373,000千円減少、利益剰余金が153,981千円増加、新株予約権が7,513千円減少したことなどによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前第1四半期連結会計期間と比べ、72,725千円減少し、当第1四半期連結会計期間末には、944,337千円（前年同四半期比マイナス7.2%）となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間において営業活動の結果使用した資金は、193,457千円（前年同四半期比マイナス64.3%）となりました。これは主に税金等調整前四半期純損失が702,008千円発生、訴訟損失引当金の繰入が181,977千円発生、コンサルティング費が144,000千円発生、過年度損益修正損が107,739千円発生、仕入債務が58,576千円減少、貸付金の回収による収入が51,844千円発生したことなどによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間において投資活動の結果得られた資金は、1,115千円（前年同四半期比マイナス104.0%）の収入となりました。これは主に差入保証金の回収による収入2,762千円、長期性預金への支出が1,562千円発生したことなどによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間において財務活動の結果得られた資金は、803,942千円（前年同四半期比マイナス29.1%）となりました。これは主に新株予約権の行使による株式の発行による収入807,101千円、長期借入金の返済による支出が3,159千円発生したことなどによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

訴訟事件への対応策

当社グループにおきましては、訴訟として顕在した案件を含め、過去の取引に訴訟となる可能性を含む事象が潜在しております。これらの要因は、当社グループの業績に大きな影響を与える可能性のあるため、新経営陣の体制のもと全ての事実を解明し、事前の問題解決及び再発防止策を策定の担当として内部調査委員会を設置しております。その調査結果につき、当社業績に大きな影響を与えると判断された場合には速やかに開示いたします。

提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な虚偽を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象への対応策

当社グループは、当該状況を解消、改善すべく、以下の通り対応してまいります。

1．建設事業

当第1四半期連結会計期間においては、従来、主要業務としておりました戸建て住宅の受注から、利益率が高く又比較的施工期間の短いリフォーム・メンテナンス事業へ傾重し、当社グループが建築した物件のリフォーム・メンテナンス工事を営業の中心にして、また新規顧客を獲得すべく住宅セミナー等を開催し、西日本を中心として受注量を増加させるべく営業を展開してまいります。また、給排水管工事におきましては、当連結会計年度においても前連結会計年度同様の受注高を見込んでおり、引続き関東を中心とした営業を展開してまいります。

2．不動産事業

当第1四半期連結会計期間においては、実体経済の依然として予断を許さない状況であること、また、優良と判断しうる物件が見当たらなかったことにより、販売用不動産の購入及び販売を行ないませんでした。引続き事業案件につきましては検討を行ってまいります。

3．投資事業

当第1四半期連結会計期間においては、当社グループの脆弱な財務体質が改善されなかったため、新規案件につきましては積極的な投資活動は控えておりました。しかしながら、投資事業を行うことにより当社グループの経営戦略に有効であると判断した場合、当社グループの財務状況に与えるリスクをヘッジしたうえで投資事業を行ってまいります。

4．人工島建設事業

当第1四半期連結会計期間においては、依然として脆弱な財務体質から脱却できていない現状を踏まえ当該事業を一時延期しておりますが、新しい経営体制のもと国内事業の改善、回復が見込まれ、人工島建設事業を行うリスクに耐えうる財務体質と判断した場合、順次、着手してまいります。人工島建設事業を継続するにあたり、海外取引に関するリスク、既に契約されている内容についてのリスク、内部統制制度を構築・運用するリスク、ロシア連邦と日本国の法解釈についてのリスク等さまざまなリスクが潜在するため、これらリスク回避について新役員の体制のもと確認作業を行っており、当該リスクの分析・回避の確認後、事業を継続いたします。

5．社内体制の見直し

当社グループでは、さまざまなリスク要因に対応すべくコンプライアンスを超えた社会正義を標榜して、社内の仕組みを確固たるものに再構築しつつ、社外関係先の皆さまからも見えるかたちで、より毅然とした姿勢を示してまいります。また、顕在化した訴訟案件のみではなく、過去の事象についても社内調査委員会を中心に、顧問弁護士、外部有識者の協力を得て、当該案件の調査、解明を徹底して行い、当社のコンプライアンス体制をより一層充実させることを確信します。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

提出会社

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

国内子会社

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	480,000,000
計	480,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	161,413,687	190,317,877	大阪証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は10株であります。
計	161,413,687	190,317,877		

(注) 提出日現在の発行数には、平成21年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成16年6月21日定時株主総会決議

平成13年改正旧商法第280条ノ20条及び21の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	90
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,450
新株予約権の行使期間	自 平成18年7月1日 至 平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,450 資本組入額 1,225
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社および子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。 その他の条件については、本株主総会および取締役会決議に基づき、当社と当社および子会社の対象取締役、監査役および従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	

(注) 1. 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

2. 平成19年5月8日を効力発生日とする株式の併合に伴い、新株予約権の目的となる株式の数および新株予約権の行使時の払込金額の調整をしております。

平成20年2月12日の取締役会決議

第9回乃至第13回新株予約権	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	500
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	207,468,850(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	24.1(注)4
新株予約権の行使期間	自平成20年2月27日 至平成23年2月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 24.1 資本組入額 13(注)7
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8
本新株予約権の取得事由及び取得の条件	(注)8

- (注) 1. 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成20年2月12日取締役会で、新株予約権を付与する方式により、Top Gear Investment Limitedに対して新株予約権を付与することを決議しております。
2. 新株予約権の発行価格は1個あたり81,100円であります。
3. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「交付株式数」という。)は、10,000,000円(以下「出資金額」という。)を行使価額(以下に定義する。)で除して得られる最大単元数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を行使価額で除して得られる最大単元数とする(1単元未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大単元数となる。ただし、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- (1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、上記3に定める出資金額とする。なお、修正開始日(以下に定義する。)後の包括行使請求または個別行使請求に基づく本新株予約権の行使に際して新株予約権1個につき出資される財産の価額もこれと同額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額は(以下「行使価額」という。)は、当初135円とする。ただし、下記5または下記6に従い、修正または調整される。
5. 行使価額の修正
- (1) 当社は、平成20年2月27日以降、平成23年12月27日までの間、当社取締役会が資金調達のために必要と認め

た場合には、修正日(行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。))の6銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。)以降、本要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたことおよび修正開始日を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする

- (2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日(当日を含む。)から、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。)の株

式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）に、修正開始日の6ヶ月後の最終取引日の翌日以後においては、6ヶ月毎の最終取引日（以下「決定日」という。）の翌日以降、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）に、それぞれ修正される（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。）。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間に、行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。

- (3)本項第(1)号および第(2)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

6. 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後 行使価額} = \text{調整前 行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

7. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の取得条項

- (1)当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後2ヶ月を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。
- (2)当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。
- (3)当社は、当社が本新株予約権の発行後平成23年2月27日 まで（当日を含む。）の間に行使価額修正の決定を行わない場合、平成23年2月27日 の翌銀行営業日に、無償にて残存する本新株予約権の全部を取得する。
- (4)本項第(1)号または第(2)号により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者（本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者）に通知する。
- (5)本項第(1)号、第(2)号または第(3)号により本新株予約権を取得する場合において、包括行使請求に基づく出資金額が払い込まれていたときは、当社は新株予約権者に対し、当該取得事由発生後遅滞なく、取得される本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を包括行使請求に基づく出資金額の返還として支払うものとする。

9. 本第9回乃至第13回新株予約権は会社法第236条第1項各号に掲げる事項につき、全て同一のものであるため合計数を記載しております。

第14回新株予約権	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	90
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	66,176,470(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	13.6(注)4
新株予約権の行使期間	自平成20年2月27日 至平成23年2月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 13.6 資本組入額 7(注)7

新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 8
本新株予約権の取得事由及び取得の条件	(注) 8

(注) 1. 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成20年2月12日取締役会で、新株予約権を付与する方式により、Top Gear Investment Limitedに対して新株予約権を付与することを決議しております。

2. 新株予約権の発行価額は1個あたり81,100円であります。
3. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「交付株式数」という。)は、10,000,000円(以下「出資金額」という。)を行使価額(以下に定義する。)で除して得られる最大単元数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を行使価額で除して得られる最大単元数とする(1単元未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大単元数となる。ただし、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、上記3に定める出資金額とする。なお、修正開始日(以下に定義する。)後の包括行使請求または個別行使請求に基づく本新株予約権の行使に際して新株予約権1個につき出資される財産の価額もこれと同額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額は(以下「行使価額」という。)は、当初135円とする。ただし、下記5または下記6に従い、修正または調整される。

5. 行使価額の修正

- (1) 当社は、平成20年2月27日以降、平成23年12月27日までの間、当社取締役会が資金調達のために必要と認め

た場合には、修正日(行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。))の6銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。)以降、本要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたことおよび修正開始日を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする

- (2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日(当日を含む。)から、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に、修正開始日の6ヶ月後の最終取引日の翌日以後においては、6ヶ月毎の最終取引日(以下「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に、それぞれ修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間内に、行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。
- (3) 本項第(1)号および第(2)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

6. 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後 行使価額} = \text{調整前 行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

7. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
8. 新株予約権の取得条項
- (1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後2ヶ月を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が本新株予約権の発行後平成23年2月27日まで（当日を含む。）の間に行使価額修正の決定を行わない場合、平成23年2月27日の翌銀行営業日に、無償にて残存する本新株予約権の全部を取得する。
- (4) 本項第(1)号または第(2)号により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者（本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者）に通知する。
- (5) 本項第(1)号、第(2)号または第(3)号により本新株予約権を取得する場合において、包括行使請求に基づく出資金額が払い込まれていたときは、当社は新株予約権者に対し、当該取得事由発生後遅滞なく、取得される本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を包括行使請求に基づく出資金額の返還として支払うものとする。

第15回新株予約権	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	97
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	44,907,410(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	21.6(注)4
新株予約権の行使期間	自平成20年2月27日 至平成23年2月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 21.6 資本組入額 11(注)7
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8
本新株予約権の取得事由及び取得の条件	(注)8

- (注) 1. 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成20年2月12日取締役会で、新株予約権を付与する方式により、Top Gear Investment Limitedに対して新株予約権を付与することを決議しております。
2. 新株予約権の発行価額は1個あたり81,100円であります。
3. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数（以下「交付株式数」という。）は、10,000,000円（以下「出資金額」という。）を行使価額（以下に定義する。）で除して得られる最大単元数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を行使価額で除して得られる最大単元数とする（1単元未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大単元数となる。ただし、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- (1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、上記3に定める出資金額とする。なお、修正

開始日（以下に定義する。）後の包括行使請求または個別行使請求に基づく本新株予約権の行使に際して新株予約権1個につき出資される財産の価額もこれと同額とする。

- (2)本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額は（以下「行使価額」という。）は、当初135円とする。ただし、下記5または下記6に従い、修正または調整される。

5. 行使価額の修正

- (1)当社は、平成20年2月27日以降、平成23年12月27日までの間、当社取締役会が資金調達のために必要と認め

た場合には、修正日（行使価額修正の決定を行った日（以下「行使価額修正決議日」という。）の6銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。）以降、本要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定（以下「行使価額修正の決定」という。）することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたことおよび修正開始日を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする

- (2)行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日（当日を含む。）から、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値（気配表示を含む。以下同じ。）のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）に、修正開始日の6ヶ月後の最終取引日の翌日以後においては、6ヶ月毎の最終取引日（以下「決定日」という。）の翌日以降、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）に、それぞれ修正される（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。）。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間に、行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。

6. 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後 行使価額} = \text{調整前 行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

7. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の取得条項

- (1)当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後2ヶ月を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。
- (2)当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。
- (3)当社は、当社が本新株予約権の発行後平成23年2月27日まで（当日を含む。）の間に行使価額修正の決定を行わない場合、平成23年2月27日の翌銀行営業日に、無償にて残存する本新株予約権の全部を取得する。
- (4)本項第(1)号または第(2)号により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者（本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者）に通知する。
- (5)本項第(1)号、第(2)号または第(3)号により本新株予約権を取得する場合において、包括行使請求に基づく出資金額が払い込まれていたときは、当社は新株予約権者に対し、当該取得事由発生後遅滞なく、取得される本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を包括行使請求に基づく出資金額の返還として支払うものとする。

第16回新株予約権

第1四半期会計期間末現在
(平成21年6月30日)

新株予約権の数(個)	48
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	42,477,900(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	11.3(注)4
新株予約権の行使期間	自平成20年2月27日 至平成23年2月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 11.3 資本組入額 6(注)7
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8
本新株予約権の取得事由及び取得の条件	(注)8

(注) 1. 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成20年2月12日取締役会で、新株予約権を付与する方式により、Top Gear Investment Limitedに対して新株予約権を付与することを決議しております。

2. 新株予約権の発行価格は1個あたり81,100円であります。

3. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「交付株式数」という。)は、10,000,000円(以下「出資金額」という。)を行使価額(以下に定義する。)で除して得られる最大単元数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を行使価額で除して得られる最大単元数とする(1単元未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大単元数となる。ただし、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、上記3に定める出資金額とする。なお、修正開始日(以下に定義する。)後の包括行使請求または個別行使請求に基づく本新株予約権の行使に際して新株予約権1個につき出資される財産の価額もこれと同額とする。

(2) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額は(以下「行使価額」という。)は、当初135円とする。ただし、下記5または下記6に従い、修正または調整される。

5. 行使価額の修正

(1) 当社は、平成20年2月27日以降、平成23年12月27日までの間、当社取締役会が資金調達のために必要と認め

た場合には、修正日(行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。))の6銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。)以降、本要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたことおよび修正開始日を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする

(2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日(当日を含む。)から、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に、修正開始日の6ヶ月後の最終取引日の翌日以後においては、6ヶ月毎の最終取引日(以下「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に、それぞれ修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間に、行使価額の調整

事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。

6. 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後 行使価額} = \text{調整前 行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

7. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の取得条項

- (1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会后2ヶ月を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が本新株予約権の発行後平成23年2月27日 まで（当日を含む。）の間に行使価額修正の決定を行わない場合、平成23年2月27日 の翌銀行営業日に、無償にて残存する本新株予約権の全部を取得する。
- (4) 本項第(1)号または第(2)号により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者（本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者）に通知する。
- (5) 本項第(1)号、第(2)号または第(3)号により本新株予約権を取得する場合において、包括行使請求に基づく出資金額が払い込まれていたときは、当社は新株予約権者に対し、当該取得事由発生後遅滞なく、取得される本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を包括行使請求に基づく出資金額の返還として支払うものとする。

第17回新株予約権	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	49
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	41,525,420(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	11.8(注)4
新株予約権の行使期間	自平成20年2月27日 至平成23年2月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 11.8 資本組入額 6(注)7
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8
本新株予約権の取得事由及び取得の条件	(注)8

(注) 1. 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成20年2月12日取締役会で、新株予約権を付与する方式により、Top Gear Investment Limitedに対して新株予約権を付与することを決議しております。

2. 新株予約権の発行価額は1個あたり81,100円であります。

3. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数（以下「交付株式数」という。）は、10,000,000円（以下「出資金額」という。）を

行使価額（以下に定義する。）で除して得られる最大単元数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を行使価額で除して得られる最大単元数とする（1単元未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大単元数となる。ただし、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、上記3に定める出資金額とする。なお、修正開始日（以下に定義する。）後の包括行使請求または個別行使請求に基づく本新株予約権の行使に際して新株予約権1個につき出資される財産の価額もこれと同額とする。

(2) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額は（以下「行使価額」という。）は、当初135円とする。ただし、下記5または下記6に従い、修正または調整される。

5. 行使価額の修正

(1) 当社は、平成20年2月27日以降、平成23年12月27日までの間、当社取締役会が資金調達のために必要と認められた場合には、修正日（行使価額修正の決定を行った日（以下「行使価額修正決議日」という。）の6銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。）以降、本要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定（以下「行使価額修正の決定」という。）することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたことおよび修正開始日を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする

(2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日（当日を含む。）から、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値（気配表示を含む、以下同じ。）のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）に、修正開始日の6ヶ月後の最終取引日の翌日以後においては、6ヶ月毎の最終取引日（以下「決定日」という。）の翌日以降、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）に、それぞれ修正される（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。）。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間内に、行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。

6. 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後 行使価額} = \text{調整前 行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

7. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の取得条項

(1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後2ヶ月を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。

(3) 当社は、当社が本新株予約権の発行後平成23年2月27日まで（当日を含む。）の間に行使価額修正の決定を行わない場合、平成23年2月27日の翌銀行営業日に、無償にて残存する本新株予約権の全部を取得する。

(4) 本項第(1)号または第(2)号により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者（本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者）に通知する。

- (5)本項第(1)号、第(2)号または第(3)号により本新株予約権を取得する場合において、包括行使請求に基づく出資金額が払い込まれていたときは、当社は新株予約権者に対し、当該取得事由発生後遅滞なく、取得される本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を包括行使請求に基づく出資金額の返還として支払うものとする。

第18回新株予約権	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	85,470,080(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	11.7(注)4
新株予約権の行使期間	自平成20年2月27日 至平成23年2月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 11.7 資本組入額 6(注)7
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8
本新株予約権の取得事由及び取得の条件	(注)8

(注)1. 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成20年2月12日取締役会で、新株予約権を付与する方式により、Top Gear Investment Limitedに対して新株予約権を付与することを決議しております。

2. 新株予約権の発行価格は1個あたり81,100円であります。
3. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「交付株式数」という。)は、10,000,000円(以下「出資金額」という。)を行使価額(以下に定義する。)で除して得られる最大単元数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を行使価額で除して得られる最大単元数とする(1単元未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的たる株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大単元数となる。ただし、行使価額が修正または調整された場合は、本新株予約権の目的たる株式の総数は変更される。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1)本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、上記3に定める出資金額とする。なお、修正開始日(以下に定義する。)後の包括行使請求または個別行使請求に基づく本新株予約権の行使に際して新株予約権1個につき出資される財産の価額もこれと同額とする。
- (2)本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額は(以下「行使価額」という。)は、当初135円とする。ただし、下記5または下記6に従い、修正または調整される。

5. 行使価額の修正

- (1)当社は、平成20年2月27日以降、平成23年12月27日までの間、当社取締役会が資金調達のために必要と認め

た場合には、修正日(行使価額修正の決定を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。))の6銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。)以降、本要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われたことおよび修正開始日を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする

- (2)行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日(当日を含む。)から、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に、修正開始日の6ヶ月後の最終取引日の

翌日以後においては、6ヶ月毎の最終取引日（以下「決定日」という。）の翌日以降、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）に、それぞれ修正される（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。）。なお、修正開始日行使価額算定期間または修正後行使価額算定期間内に、行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。

6. 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後 行使価額} = \text{調整前 行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

7. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の取得条項

- (1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後2ヶ月を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が本新株予約権の発行後平成23年2月27日まで（当日を含む。）の間に行使価額修正の決定を行わない場合、平成23年2月27日の翌銀行営業日に、無償にて残存する本新株予約権の全部を取得する。
- (4) 本項第(1)号または第(2)号により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者（本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者）に通知する。
- (5) 本項第(1)号、第(2)号または第(3)号により本新株予約権を取得する場合において、包括行使請求に基づく出資金額が払い込まれていたときは、当社は新株予約権者に対し、当該取得事由発生後滞りなく、取得される本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を包括行使請求に基づく出資金額の返還として支払うものとする。

第19回新株予約権（平成20年6月27日定時株主総会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	80,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,000,000(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	18(注2)
新株予約権の行使期間	自平成22年7月1日 至平成25年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 18 資本組入額 9
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注4)
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注1) 新株予約権発行日以降、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日後、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

(注2) 新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額を調整します。

当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times 1 / \text{分割・併合の比率}$$

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

(注3) 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

1 個の新株予約権につき一部行使はできない。

対象者のうち、当社及びグループ会社の従業員、取締役である新株予約権者は、従業員または取締役の地位を失った後も2年間かつ行使期間内において、新株予約権を行使することができる。ただし、自己都合による退職(退任)または解雇(解任)により、その地位を失った場合は、新株予約権は即時失効する。なお、対象者のうち、その他顧問等当社の業績に貢献した者に関しては、失効条件は適用されない。

(注4) 新株予約権の譲渡はできないものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月26日 (注)1	79,634	158,871	468	5,974	468	1,325
平成21年6月27日 (注)2		158,871		5,974	856	468
平成21年6月30日 (注)3	2,542	161,413	15	5,989	15	483

(注) 1 新株予約権の行使による増加であります。

2 会社法第448条第1項の規定に基づき欠損填補による減少

3 新株予約権の行使による増加であります。

4 平成21年7月1日から平成21年7月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式数が28,904千株、資本金が166,338千円、資本準備金が166,338千円それぞれ増加しております。

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成21年3月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 333		
完全議決権株式(その他)	普通株式79,635,740	7,963,574	
単元未満株式	普通株式 347		1単元(10株)未満の株式
発行済株式総数	79,636,417		
総株主の議決権		7,963,574	

(注) 1 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、全て当社保有の自己株式であります。

2 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が4,970株(議決権497個)含まれております。

【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
東邦グローバルアソシ エイツ株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目 16番16号虎ノ門1丁目MG ビルディング	333		333	0.00
計		333		333	0.00

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月
最高(円)	20	26	19
最低(円)	15	13	13

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所市場第二部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式 数 (千株)	就任年月日

監査役	三田 徹	昭和45年11月9日	平成5年4月 平成12年4月 平成13年12月 平成15年3月 平成16年9月 平成17年7月 平成20年6月 平成21年7月	三光純薬株式会社 入社 株式会社ティー・ ヴィー・エス入社 フォーシス株式会 社入社 フリービット株式 会社入社 スリープロ株式会 社入社 株式会社リミック スポイント株式会 社入社 同社取締役最高財 務責任者 当社監査役 (現任)	(注2)	平成21年7月6日
-----	------	------------	--	--	------	-----------

(注1) 監査役 三田徹は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注2) 監査役の任期は、就任から平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
監査役		田中 宏和	平成21年7月6日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表については、フロンティア監査法人により四半期レビューを受け、当第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表については、監査法人プレインワークにより四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第45期連結会計年度 フロンティア監査法人

第46期第1四半期連結累計期間 監査法人プレインワーク

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	944,337	332,736
受取手形及び売掛金	17,476	29,126
完成工事未収入金	130,920	155,575
販売用不動産	0	12,500
未成工事支出金	1,588	26,651
前払費用	25,937	27,070
未収消費税等	9,249	49,831
未収還付法人税等	1,319	1,377
その他	3,565	44,909
貸倒引当金	112,688	112,989
流動資産合計	1,021,707	566,790
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	0	0
減価償却累計額	-	-
機械及び装置	6,789	6,789
減価償却累計額	6,789	6,789
車両運搬具	5,819	5,819
減価償却累計額	5,698	5,680
工具、器具及び備品	20,138	19,415
減価償却累計額	16,584	15,361
有形固定資産合計	3,674	4,192
無形固定資産		
ソフトウェア	8,511	9,169
無形固定資産合計	8,511	9,169
投資その他の資産		
破産更生債権等	1,850,114	1,850,114
差入保証金	2 75,760	78,438
その他	2 162,219	2 161,101
貸倒引当金	1,850,181	1,850,114
投資その他の資産合計	237,912	239,540
固定資産合計	250,099	252,901
資産合計	1,271,806	819,692

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	64,871	123,447
1年内返済予定の長期借入金	12,636	12,636
未払金	186,029	125,618
未払法人税等	2,506	6,015
未成工事受入金	267	12,495
完成工事補償引当金	-	3,900
訴訟損失引当金	165,803	-
その他	21,760	30,871
流動負債合計	453,875	314,983
固定負債		
長期借入金	15,508	18,667
退職給付引当金	9,506	13,058
長期預り保証金	22,090	22,090
訴訟損失引当金	117,607	101,434
完成工事補償引当金	46,400	-
その他	21,000	21,000
固定負債合計	232,112	176,250
負債合計	685,988	491,234
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,989,267	5,505,374
資本剰余金	483,892	856,893
利益剰余金	5,954,563	6,108,545
自己株式	4,742	4,742
株主資本合計	513,854	248,979
新株予約権	71,964	79,478
純資産合計	585,818	328,457
負債純資産合計	1,271,806	819,692

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
売上高	221,889	107,755
売上原価	197,823	79,318
売上総利益	24,066	28,436
販売費及び一般管理費	¹ 421,352	¹ 213,571
営業損失()	397,285	185,135
営業外収益		
受取利息	76	65
受取保険金	-	4,392
その他	3,205	646
営業外収益合計	3,281	5,103
営業外費用		
支払利息	1,099	238
株式交付費	238,580	8,898
コミットメント費	-	24,886
コンサルティング費	² -	² 144,000
持分法による投資損失	12,036	-
その他	183	4,781
営業外費用合計	251,900	182,804
経常損失()	645,904	362,835
特別利益		
貸倒引当金戻入額	99,755	234
過年度損益修正益	12,155	3,771
その他	-	736
特別利益合計	111,910	4,743
特別損失		
固定資産除却損	803	-
のれん償却額	25,494	-
特許権評価損	171,428	-
損害賠償金	500	-
訴訟損失引当金繰入額	-	182,477
過年度損益修正損	745	107,739
その他	-	53,699
特別損失合計	198,973	343,916
税金等調整前四半期純損失()	732,966	702,008
法人税、住民税及び事業税	1,575	902
法人税等合計	1,575	902
四半期純損失()	734,542	702,911

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	732,966	702,008
減価償却費	3,421	1,171
長期前払費用償却額	374	-
のれん償却額	25,494	-
特許権評価損	171,428	-
持分法による投資損益(は益)	12,036	-
過年度損益修正益	12,155	3,771
過年度損益修正損	745	107,739
貸倒引当金の増減額(は減少)	428,243	234
退職給付引当金の増減額(は減少)	358	3,551
訴訟損失引当金の増減額(は減少)	-	181,977
完成工事補償引当金の増減額(は減少)	-	42,500
株式交付費	238,580	8,898
コンサルティング費	-	144,000
受取利息及び受取配当金	76	65
支払利息	1,099	238
売上債権の増減額(は増加)	41,462	36,251
たな卸資産の増減額(は増加)	6,416	37,563
破産更生債権等の増減額(は増加)	265,181	-
仕入債務の増減額(は減少)	13,942	58,576
未成工事受入金の増減額(は減少)	9,958	12,227
貸付けによる支出	-	9,500
未収消費税等の増減額(は増加)	-	37,277
未払金及び未払費用の増減額(は減少)	-	49,108
貸付金の回収による収入	-	51,844
その他	44,327	2,266
小計	523,025	187,316
利息及び配当金の受取額	76	65
利息の支払額	1,099	238
法人税等の支払額	18,096	5,968
営業活動によるキャッシュ・フロー	542,145	193,457
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	28,510	-
差入保証金の差入による支出	-	84
差入保証金の回収による収入	870	2,762
長期性預金	-	1,562
投資活動によるキャッシュ・フロー	27,640	1,115

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	26,911	3,159
新株予約権の行使による株式の発行による収入	1,161,419	807,101
自己株式の取得による支出	-	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,134,508	803,942
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	564,721	611,601
現金及び現金同等物の期首残高	467,373	332,736
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	15,031	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	<u>1,017,063</u>	<u>944,337</u>

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

当社グループは、継続的に営業損失を計上しておりますが、前連結会計年度におきまして1,467,218千円の営業損失を計上し、2,126,609千円の純損失を計上いたしました。また、営業キャッシュ・フローはマイナス1,402,776千円を計上しております。当第1四半期連結会計期間は、前連結会計年度から継続して着手している利益率の向上、営業力の強化等による売上利益の確保、人件費削減等の販売管理費の見直しなど徹底的なコスト削減をおこない、可能な限りの合理化を図ることで事業効率と収益性の改善をおこなってまいりました。しかし、当第1四半期連結会計期間においても185,135千円の営業損失を計上し、702,911千円の純損失を計上することとなりました。また、当第1四半期連結会計期間における営業キャッシュ・フローはマイナス193,457千円となっているため、業績回復の効果はまだ顕在するには至っておりません。

従いまして、資金調達面に関しては前連結会計年度に引続き、第9回から第18回までの新株予約権の行使による調達に依存してしまうことから、当社株価の下落や想定範囲外の災害、新株予約権行使の不履行などが発生した場合、事業を継続するために必要な資金調達が困難となる可能性があります。

事業リスクの面に関しては過去の事象を対象とした複数の訴訟案件を保有しており、結審の如何によっては多額の資金を流出する可能性が潜在しております。

また、当社株式につきましては、平成19年11月9日付けで「改善報告書」を提出し、その後6ヶ月間の改善状況を報告したところ、内容が不十分であることから2度目の「改善報告書」の提出要請を受け、平成20年6月9日付で同書を提出いたしております。従いまして、平成19年11月9日から5年以内に3度目の「改善報告書」の提出要請を受けた場合、株券上場廃止基準に該当し、当社株式は上場廃止になる可能性が潜在しております。

当該状況により、当社グループは当第1四半期連結会計期間末において現金及び預金を944百万円有しているものの、現時点において、営業活動による収益と新株予約権の行使による資金調達が安定的な収入源ではないこと、過去の事象に対して訴訟を提起されるリスクを有していること、株券上場廃止基準に該当する可能性が潜在することなどの複数の要因により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を解消、改善すべく、以下の通り対応してまいります。

1. 建設事業

当第1四半期連結会計期間においては、従来、主要業務としておりました戸建て住宅の受注から、利益率が高く又比較的施工期間の短いリフォーム・メンテナンス事業へ傾重し、当社グループが建築した物件のリフォーム・メンテナンス工事を営業の中心にして、また新規顧客を獲得すべく住宅セミナー等を開催し、西日本を中心として受注量を増加させるべく営業を展開してまいります。また、給排水管工事におきましては、当連結会計年度においても前連結会計年度同様の受注高を見込んでおり、引続き関東を中心とした営業を展開してまいります。

2. 不動産事業

当第1四半期連結会計期間においては、実体経済の依然として予断を許さない状況であること、また、優良と判断しうる物件が見当たらなかったことにより、販売用不動産の購入及び販売を行ないませんでした。引続き事業案件につきましては検討を行ってまいります。

3. 投資事業

当第1四半期連結会計期間においては、当社グループの脆弱な財務体質が改善されなかったため、新規案件につきましては積極的な投資活動は控えておりました。しかしながら、投資事業を行うことにより当社グループの経営戦略に有効であると判断した場合、当社グループの財務状況に与えるリスクをヘッジしたうえで投資事業を行ってまいります。

4. 人工島建設事業

当第1四半期連結会計期間においては、依然として脆弱な財務体質から脱却できていない現状を踏まえ当該事業を一時延期しておりますが、新しい経営体制のもと国内事業の改善、回復が見込まれ、人工島建設事業を行うリスクに耐えうる財務体質と判断した場合、順次、着手してまいります。人工島建設事業を継続するにあたり、海外取引に関するリスク、既に契約されている内容についてのリスク、内部統制制度を構築・運用するリスク、ロシア連邦と日本国の法解釈についてのリスク等さまざまなり

スクが潜在するため、これらリスク回避について新役員の体制のもと確認作業を行っており、当該リスクの分析・回避の確認後、事業を継続いたします。

5. 社内体制の見直し

当社グループでは、さまざまなリスク要因に対応すべくコンプライアンスを超えた社会正義を標榜して、社内の仕組みを確固たるものに再構築しつつ、社外関係先の皆さまからも見えるかたちで、より毅然とした姿勢を示してまいります。また、顕在化した訴訟案件のみではなく、過去の事象についても社内調査委員会を中心に、顧問弁護士、外部有識者の協力を得て、当該案件の調査、解明を徹底して行い、当社のコンプライアンス体制をより一層充実させることを確信します。

しかし、これらの対応策は関係者との交渉を進めている途上であること、また、業績の回復は景気、市場動向に大きく左右されること、全ての計画が必ずしも実現する訳ではないことより、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日至平成21年6月30日)	
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結の範囲の変更 該当事項はありません。
2. 持分法の適用に関する事項の変更	(1) 非連結子会社 該当事項はありません。 (2) 関連会社 該当事項はありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項の変更	該当事項はありません。
4. 会計処理基準に関する事項の変更	完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更 請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号平成19年12月27日)を当第1四半期連結会計期間より適用し、当第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。当第1四半期連結会計期間において工事進行基準を適用した工事契約はありません。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日至平成21年6月30日)	
(四半期連結貸借対照表関係) 前第1四半期連結会計期間において、投資その他の資産に区分掲記しておりました「投資有価証券」は、重要性が低減したため、当第1四半期連結会計期間より投資その他の資産の「その他」に含めております。なお、前第1四半期連結会計期間の投資その他の資産の「その他」に含まれる「投資有価証券」は4,149千円であります。	
(四半期連結損益計算書関係) 前第1四半期連結会計期間において、営業外費用に区分掲記しておりました「株式交付費」は、当該科目に含まれていたコミットメント費とコンサルティング費に重要性が増したため区分掲記しております。なお、前第1四半期連結会計期間の営業外費用の「株式交付費」に含まれていた「コミットメント費」は28,571千円、「コンサルティング費」は210,000千円であります。	

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日至平成21年6月30日)	
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2. 棚卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。 また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間
(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1 前連結会計年度まで流動負債に計上しておりました「完成工事補償引当金」は、当第1四半期連結会計期間より、戸建て住宅建設事業の縮小を考慮して長期瑕疵補償に備えるため固定負債に計上しております。この結果、従来の方法と比較して、流動負債が46,400千円減少し、固定負債が46,400千円増加しております。

2 前連結会計年度まで固定負債に計上しておりました「訴訟損失引当金」は、当第1四半期連結会計期間より、訴訟案件の内容を個別に勘案し、結審が1年内に見込まれる訴訟について引き当てた訴訟損失引当金については流動負債に計上しております。この結果、従来の方法と比較して、固定負債が165,803千円減少し、流動負債が165,803千円増加しております。

3 提出会社は完成工事補償引当金を計上しておりませんでした。当第1四半期連結会計期間より当社グループ全体の瑕疵補償に備えるため、完成工事補償引当金を過去の実績を基礎に発生見込み額を計上しております。この方法により、完成工事補償引当金繰入額として41,200千円の特別損失が発生しております。この結果、従来の方法と比較して、特別損失が41,200千円増加し、税金等調整前当期純損失が41,200千円増加し、当期純損失が41,200千円増加しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>1 偶発債務</p> <p>(1)連結子会社以外の会社の金融機関からの借入に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p><u>㈱サニーダテクノ</u> 12,950千円</p> <p style="padding-left: 20px;">計 12,950千円</p> <p>(2)当社において全く認識されていない金銭消費貸借契約書の写しが、第三者から当社宛に送付されております。当社では現時点において契約書自体の存在、会社へ入金(借入)した事実、当社へ貸付けた貸主自身の存在の確認ができておりません。</p> <p>2 投資その他の資産における「その他」のうち102,502千円は、債権者からの債権差押及び転付命令により強制執行された銀行預金であります。及び、投資その他の資産における「差入保証金」71,496千円は、上記債権者と同一人からの債権差押及び転付命令により、強制執行されて差入保証金であります。</p>	<p>1 偶発債務</p> <p>(1)連結子会社以外の会社の金融機関からの借入に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p><u>㈱サニーダテクノ</u> 13,950千円</p> <p style="padding-left: 20px;">計 13,950千円</p> <p>2 -</p>

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1 販売管理費及び一般管理費の主なもの	1 販売管理費及び一般管理費の主なもの
給与手当 54,167千円	給与手当 48,103千円
退職給付費用 1,605	退職給付費用 1,186
役員報酬 18,100	役員報酬 21,994
旅費交通費 41,026	旅費交通費 5,092
地代家賃 31,898	地代家賃 27,702
租税公課 10,497	租税公課 3,759
出展費用 45,001	業務委託費 78,433
業務委託費 148,429	
	2 営業外費用における「コンサルティング費」 144,000千円はコメントライン条項付新株予約権の発行に伴うアレンジメント業務によるものです。その支払額は、本新株予約権の権利行使に際して払い込みがなされた時の実調達額に応じた一定割合の金額となっております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1 現金及び現金同等物の当第1四半期連結累計期間 末残高と当第1四半期連結貸借対照表に掲記されて いる科目の金額との関係(平成20年6月30日現在)	1 現金及び現金同等物の当第1四半期連結累計期間 末残高と当第1四半期連結貸借対照表に掲記されて いる科目の金額との関係(平成21年6月30日現在)
現金及び預金 1,017,063千円	現金及び預金 944,337千円
現金及び現金同等物 1,017,063千円	現金及び現金同等物 944,337千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	161,413,687

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	336

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当第1四半期 連結会計期間末 残高 (千円)
			前連結 会計年度末	増加	減少	当第1四半期 連結 会計期間末	
提出会社	第9回新株予約権	普通株式	41,493			41,493	8,110
	第10回新株予約権	普通株式	41,493			41,493	8,110
	第11回新株予約権	普通株式	41,493			41,493	8,110
	第12回新株予約権	普通株式	41,493			41,493	8,110
	第13回新株予約権	普通株式	41,493			41,493	8,110
	第14回新株予約権	普通株式	28,125	38,051		66,176	7,299
	第15回新株予約権	普通株式	46,296		1,388	44,907	7,866
	第16回新株予約権	普通株式	79,646		37,168	42,477	3,892
	第17回新株予約権	普通株式	7,407	77,338	43,220	41,525	3,973
	第18回新株予約権	普通株式	7,407	78,062		85,470	8,110
	ストック・オプションとしての 新株予約権 平成16年6月21日 開催の定時株主総会決議	普通株式	1		0	0	
	ストック・オプションとしての 第19回新株予約権 平成20年 6月27日開催の定時 株主総会決議	普通株式		8,000		8,000	272
連結子会社							
合計			376,350	201,452	81,777	496,027	71,964

(注) 1. 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

2. 目的となる株式の数の変動事由の概要

第14回新株予約権の減少は、新株予約権の行使ならびに行使価額の修正に伴い新株予約権の目的となる株式の数が調整されたものであります。

第15回乃至第16回新株予約権の減少は、新株予約権の行使によるものです。

第17回新株予約権の減少は、新株予約権の行使によるものであります。

第17回新株予約権の増加は、新株予約権の行使価額の修正に伴い新株予約権の目的となる株式の数が調整されたものであります。

第18回新株予約権の増加は、新株予約権の行使価額の修正に伴い新株予約権の目的となる株式の数が調整されたものであります。

ストック・オプションとしての新株予約権（平成16年6月21日定時株主総会決議）の減少は、従業員の退職により、失効したものであります。

ストック・オプションとしての第19回新株予約権は、平成20年6月27日定時株主総会決議分であります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当の

うち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

当社は、第15回新株予約権の行使に伴い、平成21年5月12日に30,000千円、第16回新株予約権の行使に伴い、平成21年4月15日に50,000千円、平成21年6月1日に100,000千円、平成21年6月9日に90,000千円、平成21年6月18日に120,000千円、平成21年6月26日に60,000千円、第17回新株予約権の行使に伴い、平成21年4月7日に30,000千円、平成21年4月14日に10,000千円、平成21年4月16日に20,000千円、平成21年5月1日に120,000千円、平成21年5月12日に30,000千円、平成21年5月15日に30,000千円、平成21年5月15日に100,000千円、平成21年5月19日に70,000千円、平成21年5月26日に30,000千円、平成21年5月26日に10,000千円、平成21年6月5日に10,000千円、平成21年6月8日に20,000千円、平成21年6月30日に30,000千円の合計960,000千円の資金調達を行いました。この結果、資本金及び資本準備金がそれぞれ483,892千円増加し、当第1四半期連結会計期間末において資本金が5,989,267千円、資本準備金が483,892千円となっております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	建設 事業 (千円)	不動産 事業 (千円)	投資 事業 (千円)	人工島建設 事業 (千円)	その 他の 事業 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高								
(1) 外部顧客 に対する 売上高	221,266	0	623	0	0	221,889		221,889
(2) セグメン ト間の内 部売上高 又は振替 高								
計	221,266	0	623	0	0	221,889		221,889
営業利益 (又は営業損 失)	76,471	971	601	152,176	3,609	232,626	164,659	397,285

(注) 1. 事業の区分の方法

事業は、各事業内容の類似性を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主要な事業内容

事業区分	事業内容
建設事業	建築工事および土木工事の請負、給排水管工事
不動産事業	不動産特定共同事業、不動産の賃貸、管理、売買
投資事業	投資事業、有価証券の売買
人工島建設事業	ロシア連邦における人工島建設プロジェクト
その他の事業	在宅介護サービス

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	建設 事業 (千円)	不動産 事業 (千円)	投資 事業 (千円)	人工島建設 事業 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客 に対する 売上高	107,666	0	88	0	107,755		107,755
(2) セグメン ト間の内 部売上高 又は振替 高							
計	107,666	0	88	0	107,755		107,755
営業利益 (又は営業損 失)	31,040	605	22	20,237	51,905	133,229	185,135

(注) 1. 事業の区分の方法

事業は、各事業内容の類似性を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主要な事業内容

事業区分	事業内容
建設事業	建築工事および土木工事の請負、給排水管工事
不動産事業	不動産特定共同事業、不動産の賃貸、管理、売買
投資事業	投資事業、有価証券の売買
人工島建設事業	ロシア連邦における人工島建設プロジェクト

3. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を当第1四半期連結会計期間より適用し、当第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりますが、当第1四半期連結会計期間において工事進行基準を適用した工事契約はありません。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

在外子会社及び重要な在外支店がないため、記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

在外子会社及び重要な在外支店がないため、記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

（有価証券関係）

該当事項はありません

（デリバティブ取引関係）

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1. スtock・オプションに係る当第1四半期連結会計期間における費用計上及び科目名

販売用及び一般管理費の株式報酬費用 272千円

2. 当第1四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

会社名	提出会社
付与対象者の区分及び人数(株)	当社取締役 6名に対して 58,800個 当社従業員 21名に対して 11,200個 当社の子会社の取締役 5名に対して 2,000個 当社の子会社の従業員 20名に対して 8,000個
株式の種類別ストック・オプション付与数(株)	普通株式 8,000,000株
付与日	平成21年6月26日
権利確定条件	平成20年6月27日第44回定時株主総結後2年以内の最終の決算期に関する定時株主の終結まで、取締役または従業員であることを要す。
対象勤務期間	平成21年6月26日～平成22年6月30日
権利行使期間	平成22年7月1日～平成25年6月30日
権利行使価格(円)	18円
付与日における公正な評価単価(円)	2.52円

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
3.18円	3.13円

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益 11.85円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益 6.16円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	734,542	702,911
普通株式に係る四半期純利益(千円)	734,542	702,911
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳(千円)		
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	62,003	114,058
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第8回乃至第18回新株予約権(予約権の数1,010個)。なお、概要は「第4提出会社の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	第9回乃至第18回新株予約権(予約権の数884個)。ストック・オプションとしての第19回新株予約権(予約権の数80,000個)。なお、概要は「第4提出会社の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎については、1株当たり四半期純損失が計上されているため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

重要な訴訟等

- (1) 当社は、平成20年10月24日に東京地方裁判所民事第21部より債権差押及び転付命令が送達されました。これを受けて、当社は、当社を原告とした請求異議訴訟を提起するとともに、強制執行停止の申立を行い、本件訴訟において、当該金銭消費貸借契約は成立しておらず本件に係る公正証書には効力がないと主張してまいりました。しかし、平成21年7月1日に東京地方裁判所において一審の判決がなされ、当社の主張が棄却されたことにより、平成21年7月7日付にて強制執行の停止効力を失っているため、預金勘定102,502千円及び当社本店事務所の敷金71,426千円について強制執行が可能となっています。尚、子会社株式の強制執行の取り上げが行われています。
- 当社といたしましては、今回の判決は到底承服しがたいものであり、平成21年7月13日に東京高等裁判所へ控訴状を提出、本判決の不当性を主張していく方針であり、本件訴訟の推移によっては当社業績に影響を及ぼす可能性もありますが、今後の状況を勘案し、負う可能性のある債務についての引当金を計上しており、当第1四半期連結会計期間において、64,869千円、平成21年6月末日時点で165,803千円の引当をしております。
- (2) 当社は、平成20年12月16日に東京地方裁判所民事第37部より訴状及び口頭弁論期日呼出書及び答弁書催告状が送達され、当社を借主、原告を貸主とする平成18年3月29日付金銭消費貸借契約及び平成19年1月31日付債務弁済確認契約に基づき、当社が元金63,000千円の債務を負っている金員支払請求に係る訴訟を提起されております。当社は本件請求には理由がないとの主張を立証しており現在係争中であります。訴訟の結果につきましては平成21年8月26日に東京地方裁判所における判決の言渡しがありますが、訴訟の結果を予測することは困難であります。
- 尚、本件訴訟の推移によっては当社業績に及ぼす可能性もありますが、今後の状況を勘案し、負う可能性のある債務についての引当金を計上しております。これにより当第1四半期連結会計期間において、117,607千円、平成21年6月末日時点で117,607千円の引当をしております。

その他

- (1) 当社連結子会社であるMILLENNIUM INVESTMENT(株)は、決算日後において、次のとおり総額95,000,000円の貸付を実施しております。(平成21年7月3日開催の同社取締役決定書で承認された金銭消費貸借契約に基づく貸付実行)。その概要は以下のとおりであります。
1. 貸付先：株式会社ダブルアップエンタテインメント
 2. 貸付利息：年5%
 3. 貸付金額：95,000,000円
 4. 実施時期：平成21年7月3日
 5. 返済期限：平成21年12月31日
 6. 融資目的：当社の事業展開を見据えた資金供給 以下(2)～(3)についての融資目的は同じであります。
- (2) 当社連結子会社であるMILLENNIUM INVESTMENT(株)は、決算日後において、次のとおり総額55,000,000円の貸付を実施しております。(平成21年7月7日開催の同社取締役決定書で承認された金銭消費貸借契約に基づく貸付実行)。その概要は以下のとおりであります。
1. 貸付先：株式会社ダブルアップエンタテインメント
 2. 貸付利息：年5%
 3. 貸付金額：55,000,000円
 4. 実施時期：平成21年7月7日
 5. 返済期限：平成21年12月31日
- (3) 当社連結子会社であるMILLENNIUM INVESTMENT(株)は、決算日後において、次のとおり総額50,000,000円の貸付を実施しております。(平成21年7月10日開催の同社取締役決定書で承認された金銭消費貸借契約に基づく貸付実行)。その概要は以下のとおりであります。
1. 貸付先：株式会社ダブルアップエンタテインメント
 2. 貸付利息：年5%
 3. 貸付金額：50,000,000円
 4. 実施時期：平成21年7月10日
 5. 返済期限：平成21年12月31日
- (4) 当社連結子会社であるMILLENNIUM INVESTMENT(株)は、決算日後において、次のとおり総額38,000,000円の貸付を実施しております。(平成21年7月31日開催の同社取締役決定書で承認された金銭消費貸借契約に基づく貸付実行)。その概要は以下のとおりであります。

1. 貸付先：株式会社NESTAGE
2. 貸付利息：年5%
3. 貸付金額：38,000,000円
4. 実施時期：平成21年7月31日
5. 返済期限：平成21年8月31日
6. 融資目的：営業支援

(5) 人工島建設事業におきましては、当第1四半期連結会計期間においては、依然として脆弱な財務体質から脱却できていない現状を踏まえ当該事業を一時延期しておりますが、新しい経営体制のもと国内事業の改善、回復が見込まれ、人工島建設事業を行うリスクに耐えうる財務体質と判断した場合、順次、着手してまいります。人工島建設事業を継続するにあたり、海外取引に関するリスク、既に契約されている内容についてのリスク、内部統制制度を構築・運用するリスク、ロシア連邦と日本国の法解釈についてのリスク等さまざまなリスクが潜在するため、これらリスク回避について新役員の体制のもと確認作業を行っており、当該リスクの分析・回避の確認後、事業を継続いたします。

(6) 平成21年7月1日以降、下記のとおり、第14回新株予約権の行使がありました。尚、行使により調達した資金は、向こう一年間の運転資金の確保、当社グループの早期黒字化のための事業展開に要する資金、及びロシア連邦における人工島建設プロジェクト早期再開のための必要な資金をその用途としております。

・平成21年7月1日 新株予約権の数	2個
発行する株式の種類及び数	普通株式 1,470,580株
1株当たり払込金額	13.6円
合計払込金額	20,000,000円
新株予約権の発行価額	162,200円
増加した資本金	10,081,100円
増加した資本準備金	10,081,100円

(7) 平成21年7月1日以降、下記のとおり、第16回新株予約権の行使がありました。尚、行使により調達した資金は、向こう一年間の運転資金の確保、当社グループの早期黒字化のための事業展開に要する資金、及びロシア連邦における人工島建設プロジェクト早期再開のための必要な資金をその用途としております。

・平成21年7月3日 新株予約権の数	17個
発行する株式の種類及び数	普通株式 15,044,240株
1株当たり払込金額	11.3円
合計払込金額	170,000,000円
新株予約権の発行価額	1,378,700円
増加した資本金	85,689,350円
増加した資本準備金	85,689,350円

・平成21年7月10日 新株予約権の数	4個
発行する株式の種類及び数	普通株式 3,539,820株
1株当たり払込金額	11.3円
合計払込金額	40,000,000円
新株予約権の発行価額	324,400円
増加した資本金	20,162,200円
増加した資本準備金	20,162,200円

・平成21年7月13日 新株予約権の数	3個
発行する株式の種類及び数	普通株式 2,654,860株

1株当たり払込金額	11.3円
合計払込金額	30,000,000円
新株予約権の発行価額	243,300円
増加した資本金	15,121,650円
増加した資本準備金	15,121,650円

・平成21年7月24日 新株予約権の数	7個
発行する株式の種類及び数	普通株式 6,194,690株
1株当たり払込金額	11.3円
合計払込金額	70,000,000円
新株予約権の発行価額	567,700円
増加した資本金	35,283,850円
増加した資本準備金	35,283,850円

2【その他】

(1)新株予約権の行使について

当社はTop Gear Investment Limitedに対し、資金調達目的でエクイティーコミットメント契約条件付の新株予約権を発行しており、その行使に際し資金調達及び予定金額に応じ手数料が発生しております。この新株予約権の潜在株式数は488,026,090株であり、発行済株式総数の302%に相当します。

これらの新株予約権が行使されることにより、当社の1株あたりの株式価値は希薄し株価形成に大きな影響を与える可能性があります。

(2)偶発債務

当社において全く認識されていない金銭消費貸借契約書の写しが、第三者から当社宛に送付されております。当社では現在時点において契約書自体の存在、会社へ入金（借入）した事実、当社へ貸付けた貸主自身の存在の確認ができておりません。

当社グループは債務の存在の確認が得られないものと認識しており、訴訟リスクを回避すべく顧問弁護士等と協議のうえ、厳格に対処する方針であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月12日

東邦グローバルアソシエイツ株式会社
取締役会 御中

フロンティア監査法人

指定社員 公認会計士 藤井 幸雄
業務執行社員

指定社員 公認会計士 橋口 貢一
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東邦グローバルアソシエイツ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東邦グローバルアソシエイツ株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追加情報

「継続企業的前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に記載されている通り、会社は前連結会計年度まで継続的に営業損失を計上し、当第1四半期連結会計期間においても397,285千円の営業損失を計上するとともに営業キャッシュ・フローについても継続してマイナスとなっている。当該状況により、継続企業的前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月14日

東邦グローバルアソシエイツ株式会社
取締役会 御中

監査法人ブレインワーク

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小林 俊一

代表社員
業務執行社員 公認会計士 石井 友二

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東邦グローバルアソシエイツ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東邦グローバルアソシエイツ株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度まで継続的に営業損失を計上し、当第1四半期連結累計期間においても、185百万円の営業損失を計上し、702百万円の純損失を計上している。当第1四半期連結累計期間における営業キャッシュ・フローはマイナス193百万円となり、現状の資金調達面に関しては、第9回から第18回までの新株予約権の行使による調達に依存している。事業リスクの面に関して、過去の事象を対象とした複数の訴訟案件による資金流出の可能性があり、また、会社の管理面に関して、大阪証券取引所より改善報告書の提出要請を二度受けている。こうした事象は、株価の下落などにより新株予約権の不履行などの発生する可能性があること、三度目の改善報告書の提出要請を受けた場合、上場廃止基準に該当することから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象 に記載されているとおり、会社は金銭消費貸借契約による強制執行停止の申立を行っていたが、平成21年7月1日に会社の主張が棄却されており、強制執行の停止効力を失っている。平成21年7月13日に会社は控訴を行っている。
3. 重要な後発事象 (1)から(4)に記載されているとおり、会社は平成21年7月以降に重要な貸付を実行している。
4. 重要な後発事象 (5)に記載されているとおり、会社は人工島建設事業において当該事業を延期している。
5. 重要な後発事象 (6)に記載されているとおり、会社は平成21年7月1日から平成21年7月24日までに新株予約権の行使を受け、資本金及び資本準備金がそれぞれ増加している。
6. 偶発債務(2)に記載されているとおり、金銭消費貸借契約書の写しが第三者から送付されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。